

事 務 連 絡
令 和 3 年 3 月 3 日

一般社団法人
日本医療安全調査機構 御中

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室

医療事故調査制度に関する管理者向け研修への参加の推進等について
(協力依頼)

今般、貴団体において運営されております医療事故調査制度の研修への参加について、別添の通り各都道府県、保健所設置市及び特別区に対して、事務連絡が発出され、併せて日本医師会及び別記関係団体にも、同事務連絡が発出されましたのでお知らせいたします。

(関係団体等一覧)

国家公務員共済組合連合会	公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会
社会福祉法人恩賜財団済生会	一般社団法人日本衛生検査所協会
社会福祉法人北海道社会事業協会	一般社団法人日本病院寝具協会
公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会	一般社団法人日本精神科看護協会
公益社団法人全国自治体病院協議会	防衛省人事教育局
総務省自治行政局公務員部福利課	公益社団法人全国老人保健施設協会
公益社団法人日本医師会	国立研究開発法人国立がん研究センター
一般社団法人日本医療法人協会	国立研究開発法人国立循環器病研究センター
公益社団法人日本看護協会	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
公益社団法人日本助産師会	国立研究開発法人国立国際医療研究センター
公益社団法人日本歯科医師会	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
一般社団法人日本私立医科大学協会	国立研究開発法人国立成育医療研究センター
公益社団法人全日本病院協会	宮内庁長官官房秘書課
公益社団法人日本精神科病院協会	法務省矯正局
一般社団法人日本病院会	文部科学省高等教育局
日本病院団体協議会	一般社団法人全国医学部長病院長会議
公益社団法人日本薬剤師会	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
全国厚生農業協同組合連合会	放射線医学総合研究所
日本赤十字社	欧州ビジネス協会医療機器委員会
独立行政法人労働者健康安全機構	一般社団法人米国医療機器・IVD工業会
独立行政法人国立病院機構	独立行政法人地域医療機能推進機構
独立行政法人医薬品医療機器総合機構	公益財団法人日本医療機能評価機構
一般社団法人日本慢性期医療協会	公益社団法人日本産婦人科医会
一般社団法人全国公私立病院連盟	
一般社団法人国立大学病院長会議事務局	
健康保険組合連合会	
公益社団法人日本歯科衛生士会	
公益社団法人日本歯科技工士会	
一般社団法人日本病院薬剤師会	
公益社団法人日本診療放射線技師会	
一般社団法人日本臨床衛生検査技師会	
一般社団法人日本医療機器産業連合会	
日本製薬団体連合会	
公益社団法人日本臨床工学技士会	
一般財団法人医療関連サービス振興会	
公益社団法人全国ビルメンテナンス協会	

事務連絡
令和3年3月3日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室

医療事故調査制度に関する管理者向け研修への参加の推進等について
(協力依頼)

医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

平成27年10月より、医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、医療事故調査・支援センターにおいて、その調査報告を収集し整理・分析することで医療事故の再発防止につなげ、医療の安全を確保することを目的として医療事故調査制度が実施されております。

医療事故調査制度の運用にあたっては、医療事故調査に関する業務に携わる者のみならず、それぞれ病院等の管理者が制度に関する正確な知識や理解を有しておられることが重要であり、そのために医療機関の管理者の皆様には医療事故調査・支援センターが開催する研修（※）および医療法第6条の11第2項に規定する医療事故調査等支援団体が開催する研修の積極的な受講をお願いいたし、貴管下医療機関へご案内のほどよろしくお願いいたします。

あわせて、医療事故調査制度に係る医療機関において留意すべき事項について、下記の通り整理しておりますので、貴管下医療機関に対し再度周知をお願いいたします。

（※）今年度の研修についてはWEB形式で開催しており、申込期日が迫っておりますので重ねてご案内致します。

医療事故調査・支援センター主催研修「医療事故調査制度の現状と医療機関の実践」

https://www.medsafe.or.jp/modules/event/index.php?content_id=12

委託研修「医療事故調査制度にかかる管理者・実務者セミナー」

https://www.medsafe.or.jp/modules/event/index.php?content_id=13

記

医療事故調査制度に係る医療機関において留意すべき事項（再周知）

1. 医療事故調査・支援センターへの相談について

医療事故調査・支援センターにおいては、医療機関からの医療事故の判断に関する相談を受け付けています。(センター合議)

これは、医療機関が行う「医療事故の判断」に関し、判断の参考としていただくため、ご相談内容をふまえて医療事故調査・支援センターの複数の医師、看護師による合議を行い、この結果をセンターの医師より医療機関に「助言」として電話でお伝えするものです。発生した事案が医療事故に該当するかの判断を行うにあたって、ぜひご利用ください。

(参考:日本医療安全調査機構ホームページ「医療事故調査に関するご相談について」)

https://www.medsafe.or.jp/modules/medical/index.php?content_id=7

2. 医療法第6条の11第2項に規定する医療事故調査等支援団体の活用について

「医療事故調査等支援団体」とは、医療機関が院内事故調査を行うに当たり、専門家の派遣等の必要な支援を行う団体です。医療法では、「医学医術に関する学術団体その他の厚生労働大臣が定める団体」とされており、具体的には、平成27年8月6日付厚生労働大臣告示(第343号)により示しています。

医療事故調査等支援団体は、以下の支援業務を行うことが想定されており、医療事故の調査にあたっては、必要に応じて医療事故調査等支援団体の支援業務を活用いただくようお願いいたします。

- ・ 医療事故の判断に関する相談
- ・ 調査手法に関する相談、助言
- ・ 院内事故調査の進め方に関する支援
- ・ 解剖、死亡時画像診断に関する支援(施設・設備等の提供含む)
- ・ 院内調査に必要な専門家の派遣
- ・ 報告書作成に関する相談、助言(医療事故に関する情報の収集・整理、報告書の記載方法など)

(参考:平成27年9月28日更新 医療事故調査制度に関するQ&A)

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000098699.pdf>

(参考:平成27年8月6日付厚生労働大臣告示(第343号))

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000093352.pdf>

3. 病院等における死亡及び死産の把握のための報告体制について

医療法施行規則第1条の10の2に規定する当該病院等における死亡及び死産の確実な把握のための体制については、当該病院等における死亡及び死産事例が発生したことが病院等の管理者に遺漏なく速やかに報告される体制の確保をお願いいたします。

(参考:平成28年6月24日付け厚生労働省医政局総務課長通知「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う留意事項等について」)

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anzen/hourei/dl/150624-1.pdf>

4. 遺族等へのわかりやすい説明の実施について

遺族等から法第6条の10第1項に規定される医療事故が発生したのではないかという申出があった場合であって、医療事故には該当しないと判断した場合には、遺族等に対してその理由をわかりやすく説明いただくようお願いいたします。

(参考：平成28年6月24日付け厚生労働省医政局総務課長通知「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う留意事項等について」

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anzen/hourei/dl/150624-1.pdf>